

## 平成23年度事業計画

### 第1 はじめに

#### < 公益社団法人としての重要な初年度 >

当法人は、平成22年12月22日に設立11周年を迎え、平成23年3月18日には内閣府より公益社団法人への移行認定を受けることができた。同年4月1日には「公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート」の設立登記を申請し「公益社団法人の初年度」を迎える予定である。設立の準備段階から今日まで新制度の中心的担い手としてご尽力いただいた会員の皆様、役職員の皆様並びに当法人に対しこれまで多大なご支援ご協力を賜りました日本司法書士会連合会、各司法書士会をはじめ多くの皆様方に心より感謝と御礼を申し上げます。

さて、当法人が新制度の担い手となるべく「高齢者、障害者等が自らの意思に基づき安心して日常生活を送ることができるように支援し、もって高齢者、障害者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与すること」を目的に掲げ、平成11年12月22日設立許可を受けてから11年、設立当初の会員3,033名も本年3月31日現在、全国50支部に5,528名(内法人43)が所属し地域に根差して活躍するまでになった。これは全国司法書士約2万名の4名に1名の割合であり、会員が受託している成年後見等事件数も平成22年9月30日現在15,702件となっている。

最高裁判所事務総局家庭局の成年後見事件の概況公表によれば平成21年の1年間に司法書士が成年後見人等に選任された割合は被選任者全体の13.6%を占め、かつ、親族以外に選任された第三者の中では37.3%を占める等、我が国の成年後見制度の普及・利用において重要な牽引役を担っている。

当法人に寄せられるこれらの期待に恒常的に応えるためには、質の高い後見事務を提供する専門職後見人候補者をこれまで以上に養成し、全国各地域においてその役割を果たせる体制を確実に整える必要があると考える。

特に「公益社団法人としての重要な初年度」を強く意識し決意を新たに臨む。

#### < 東日本大震災被害への対応 >

本年3月11日に発生した東日本大震災の被害へ対処するため、3月15日に急遽、災害対策本部を設置した。この未曾有の大災害への被災者支援のために、本年度も被災地域の被後見人の方々の安否確認、後見支援及び被災者のために無料相談会等を実施し、被後見人及び被災者の方々への権利擁護に万全を期するための努力をしていく。

#### < 会員不祥事の起こらないリーガルサポートを構築する >

しかし、その一方、会員の遂行する後見事務に関して不祥事が生じていることを猛省しなければならない。あらためて言うまでもないことだが、後見人には法律上、財産管理権等の大きな権限が与えられている。その後見人の権限濫用は被後見人に回復しがたい損害を与えることになる。われわれ後見人はもっと自らの権限に謙虚に向き合わなければならない。全会員が初心に帰って自らの後見執務を見直すとともに、法律家として当然ながら自ら所属している当法人の定款・諸規則を遵守することは、司法書士後見人としての最低必要条件である。その観点から我々は重大な危機感を持ち「全会員が報告書100%提出を厳守!」「全支部が会員に報告書の提出を促し精査を徹底!」「苦情や会員の問題行為への組織的対応を確

立！」に待ったなしで取り組もうではないか。

また、平成 22 年 3 月、日本司法書士会連合会と共同発刊した「成年後見事務問題事例集」等を活用した倫理研修を含め各支部における研修の充実を図る。

#### <変化に対応した組織・財政改革に取り組む>

設立 12 年目を迎え会員数も当初の 2 倍近くに増加し、受任事件数の増加に伴い継続事件数も着実に増加している。また、本部、支部における事務量も増大する等当初予定していた組織・財政システムでの対応が難しくなりつつある。

これまでも入会金や定率会費の減額等一部の見直しや諸規則の変更を行い、今般の公益法人移行に対応するために定款・諸規則の変更を行ったが、いずれも必要最小限の見直しをするに留め、全面的な見直しまでは行っていない。

そこで、これまでに生じている当法人組織の事情変更や、成年後見制度運用等の環境変化等も踏まえて、平成 23 年度、24 年度の 2 年間をかけて当法人の組織・財政の全面的な見直しを行い、公益社団法人として成年後見事業に取り組む態勢を万全なものとしたい。

#### <本人の最善の利益のために>

昨年 10 月 2 日から 4 日まで、パシフィコ横浜において世界 16 の国と地域から約 500 名の研究者、実務家等が参加して「2010 年成年後見法世界会議」が開催された。当法人も共催団体の一つとなり企画等の準備段階から参画し、開催期間中は約 100 名の会員が各国の成年後見法について議論に加わり諸外国の法制度や実際の後見活動への取組みを吸収する絶好の機会を得た。今後、会員の後見実務にあたって参考になるとともに我が国の成年後見制度の改善に向けて採択された「横浜宣言」に取り上げられた諸課題に取り組み、本人の「最善の利益（ベスト・インタレスト）」の追求を基本とする成年後見制度の改善改正提言を行いたいと考えている。

## 第 2 重点目標

### 【公益目的事業】

#### 公 1 専門職後見人養成・指導監督事業

当法人は設立当初より、会員の行う成年後見事務の公益的重要性から、会員に対する執務管理支援としての指導監督事業を行ってきたが、ここ数年会員による不祥事が生じていることに危機感を覚えている。

本年 4 月 1 日に公益社団法人へ移行することからも、今後このような事態を引き起こさない強い決意で臨まなければならない。

そのためには今一度、当法人の会員に対する執務管理支援体制と研修のあり方を見直すなど、足元を見直す必要があるものとする。

当法人には全国 50 支部が存在し、会員の人数・支部役員の執行体制・事務局体制を含む司法書士会からの支援等においてそのおかれた状況は多少異なるが、この「専門職後見人養成・指導監督事業」に関しては、当法人が成年後見制度における専門職団体である限り、未執行や執行不全は許されないものであり、研修の実施と執務管理委員会による業務報告書の精査を中心とした執務管理は所定のとおり実施されなければならない。

したがって、当法人は、「当法人の成年後見制度に取り組む態勢」の具体化として、全国 50 支部で同様に充実した執務管理支援と後見人等候補者名簿登載研修を継続実施するよう本部と支部の取組みの充実を図る。

## 1. 公1 専門職後見人指導監督事業

当法人の行う「専門職後見人指導監督事業」は、権利を擁護されるべき被後見人にとって不可欠の事業であるとの認識から、後見人等及び後見監督人等の権限濫用や不正行為を防止し、不適切な後見執務及び監督執務があればそれを改善させるための指導監督をしていく事業である。

具体的には、後見人等及び後見監督人等に就任した会員に定期的に業務報告書を提出させ、それを精査することで後見人等及び後見監督人等の権限濫用や不正行為を防止し、不適切な後見執務及び監督執務があればそれを改善させるための指導監督を行っている。

また、専門的に養成された後見人等及び後見監督人等でも解決できない困難な問題に対しても、これまでの膨大な情報の蓄積を駆使し、その解決策を提示し、成年後見制度の利用者を後見人等及び後見監督人等を通して支援していくことである。

そこで当法人は、会員に対し、定款及び諸規則において当法人の事業に関する事件を受託した場合にその業務報告書の提出を求めている。

しかし、支部によっては会員の受託件数を100%把握している場合もあるが、そうでない支部が多く、100%提出を目指すのであれば、まず分母となる会員の受託件数の把握から始めなければならない。

そこで、昨年度は会員の受託件数に関する緊急調査を行ったが、当該調査に応じていない会員もあることから徹底した全件把握が大前提となる。

今年度も引き続き受託件数調査を徹底して行うが、さらに受託件数であらわれた件数に業務報告書提出件数を一致させる作業も同時並行で行う必要がある。

方法論として、同時並行ではなく、業務報告書提出の督促作業より受託件数調査を優先して行うべきではないか、との意見もあるが、二度と不祥事を起こさないためにも、法人全体で危機感を共有し、強い決意で100%提出に向けた取組みを行わなければならない。

## 2. 公1 専門職後見人養成事業

当法人の行う「専門職後見人養成事業」は、多方面にわたる研修を実施することで、専門性の高い後見人等及び後見監督人等を養成し、それを推薦していくことで、判断能力の衰えた高齢者・障害者、或いは判断能力を喪失した高齢者・障害者を支援し、その福祉の増進に寄与していくことである。

会員が就任する典型的事案は、親族後見人では困難な事案であり、主に 消費者被害や親族等による虐待を受けている事案、 紛争性や法的問題をかかえる事案、 親族等に適切な支援者の欠けている事案、 財産管理と身上監護の両方が求められる事案等である。

そのため人権、福祉制度、法制度、後見人としての倫理、財産管理の手法、身上監護の手法、認知症高齢者への理解と接し方、知的障害者や精神障害者への理解と接し方、医療同意についての諸問題、被後見人死亡後の事務、遺言執行事務等、広範な知識と高い倫理性及び高度な専門性が要求されている。

そこで当法人の「後見人等候補者名簿登載研修システム」には、二つの役割があるものと考えられる。

第一は、当法人の研修により専門職後見人に求められる専門知識を習得するとともに、倫理感を高め、高齢者・障害者に対する適切な対応方法など後見人に必要な見識の涵養を図ることである。さらに、継続的に研修を履修することにより最新の知識と情報を習得することができる。このことにより、当法人が社会に対して推薦する専門職後見人は、財産管理のみならず身上監護においても重大な課題を内包した事件に対応できる知見を備えるとともに、信頼性の高い専門職後見人としてその素養を向上させていくことが可能となる。

第二に、このように後見等開始申立件数が増加するとともに専門職後見人の需要が高まっているが、家庭裁判所によっては、専門職後見人の人数が整っておらず、当法人の後見人等候補者名簿登載者だけではなく、名簿未登載者や非会員である司法書士を選任せざるを得ない状況に陥っている地域もある。それに対し、志の高い新しい会員の養成を行ってそのニーズに応えらるとともに経験豊かな会員を後見人等候補者名簿における更新を継続させて層の厚い推薦体制を構築する必要がある。

ところで、過去の会員の不誠実行為は、司法書士経験の浅い会員というより、むしろ経験豊富なベテラン会員において生じていることに注目しなければならない。

このことにより第一の役割としての研修のあり方について、従来の司法書士業務との差別化を明確にし、意識の変革とより初歩的な執務のあり方についてのきめ細やかな研修内容とするなど抜本的な見直しが求められる。

そこで、全国50支部においては、上記「後見人等候補者名簿登載研修システム」の役割を意識し、継続して後見人等候補者名簿の充実を図るとともに、研修実施体制の充実に努める必要がある。

## 公2 法人後見・法人後見監督事業

当法人が行う「法人後見・法人後見監督事業」は、個人が後見人等として後見事務を遂行するには特に困難な問題を内包する事案について、当法人が後見人等に就任し、組織として対処することによってその問題を解決し、また、当法人が組織として対処する必要性の高い事案の後見監督人等に就任し、後見人等が後見事務を適正に遂行するよう指導監督することにより、高齢者、障害者等が自らの意思に基づき安心して日常生活を送ることができるように支援し、もって高齢者、障害者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的とするものである。

法人後見について、そもそも民法典における「人」は法人も含む概念ではあるが、改正前民法第843条において、後見人は「一人」でなければならないと規定されていたことから法人後見は実務上疑義があることから利用されていなかったが、成年後見制度利用者である高齢者・障害者のさまざまな状況に対応できるように制度の運用上の選択肢を広げる必要性から、複数後見とともに1999年改正で初めて認められたものである。

現在では、法人後見の受け皿として社会福祉協議会やNPO法人等法人が成年後見人等に選任される事案も年々増加する傾向にあるが、最近では全国社会福祉協議会において市町村の社会福祉協議会での法人後見の取組みを強化している状況であると聞く。

その中で、当法人は、法人後見においてもその先駆的役割を果たしており、その執務体制についてはあらゆる分野からの取材・質問が絶えない状況である。

従来、任意後見においては、法人による継続且つ安定した執務が要請される施設入所の事案を中心に受託していたが、公益社団法人への移行に伴い、法定後見・任意後見ともに広域事案、暴力事案、強度の他害性事案、困窮者事案その他公益的な事案に限定して受託していく方針である。

今年度は、以前当法人で任意後見に関する不祥事の再発防止策の一環として策定された「任意代理マニュアル」(当法人の会員が移行型任意後見契約を依頼者である高齢者と締結する際、任意代理契約のみの締結は行わず、任意代理契約を締結する際には、当法人が任意代理監督人に就任するか、当法人が契約内容等の確認を行うことを原則とする内容)の周知徹底も図るとともに、全国支部の担当者会議を招集し、いままで受託がなかった支部においてもその取組み支援し、全国的に充実した法人後見事務の遂行体制の構築を目指す。

### 公3 成年後見普及啓発事業

当法人は、社会に対して成年後見制度を利用することの必要性とその有用性を周知し、その普及と利用促進を図り、さらに成年後見制度の健全な発展を図ることを目的に「成年後見普及啓発事業」を行っている。

そこで、設立当初より全国 50 支部及び本部において相談会やシンポジウムを開催し、制度の調査研究に基づく改善改正提言や出版事業を行う等多くの普及啓発活動を展開してきた。今年度は、新たに補助金の支援を受けながらさらに充実した活動を展開していく。

#### 1. 公3 高齢者・障害者相談事業

司法書士理事全員を本部員とする東日本大震災に関する災害対策本部を設置し、被災者に対する相談活動について日司連と連携協力して行う。

なお、災害対策としては、相談事業のほか、他県へ避難している被後見人や会員が多数存在することから追加的に複数後見人候補者を推薦するなど支部間の連携を図る。

#### 2. 公3 成年後見制度調査研究事業

当法人は、過去に「成年後見制度改善に向けての提言～法定後見業務の携わる執務現場から～」(2005年)、「任意後見制度の改善提言と司法書士の任意後見執務に対する提案」(2007年)など、制度改正の提言を行ってきたが、未だ制度改善の機運は見られない。

昨年は、当法人が共催団体として参画した「2010年成年後見法世界会議」において、「横浜宣言」が採択され、日本の成年後見制度の課題については、現行成年後見法の改正とその運用の改善、公的支援システムの創設、新たな成年後見制度の可能性について提言している。

そこで当法人として今年度は、これらを踏まえ、制度改善に向けた具体的なアクションプランを策定し、関係機関へ直接アクセスして要請活動(成年後見制度検討改善事業)を行うとともに、身上監護に関する決定権限の体系的整理、公法上の権利擁護システムの整備に向けての研究、成年後見制度利用者に対する権利制限のあり方についての研究(成年後見制度研究提言事業)を行う。

#### 3. 公3 成年後見普及促進事業

「成年後見の社会化」に伴い、近年、第三者後見人への需要が高まるとともに後見人等の受け皿が多様化する傾向にある。また、後見等開始申立件数が年々増加し、親族後見人の選任率が低下する中、専門職後見人以外の第三者後見人としての「市民後見人」の養成が求められ、徐々に自治体はその養成事業を行うようになりつつある。

そこで、当法人は、自治体等「市民後見人」の養成機関からの講師派遣等の養成事業や、第三者機関としての「市民後見人」支援組織への人員派遣に積極的に応ずるなど「成年後見の社会化」の実現に向けた活動を行う。

#### 4. 公3 地域連携促進事業

##### (1) 高齢者虐待防止等に関する地域連携の促進

高齢者・障害者の権利擁護を活動目的とする当法人にとって、生命若しくは身体または財産に重大な影響を及ぼす可能性がある高齢者虐待防止への取り組みは取り分け重要である。

高齢者虐待防止に関する取り組みは、平成 18 年に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の下、中核となる地域包括支援センター(市区町村)が各関係機関(関係者)と連携体制を構築することが重要となっている。

その関係機関（関係者）として司法書士の活躍が期待されているところではあるが、現状では連携体制が構築されている地域は多いとは言い難い。本来ならば、同法において「高齢者の福祉に職務上関係のある者」として司法書士は高齢者虐待の早期発見努力義務が課せられているため、高齢者虐待防止に積極的に関与すべき立場にあると言える。また、同法において、高齢者虐待の防止または被害を受けた高齢者の救済等をするために、司法書士の業務でもある成年後見制度の利用促進が規定されていることからしても、積極的に高齢者虐待防止に関与すべき立場にあると言える。

そこで、引き続き各支部が行う研修会へ講師を派遣し、司法書士と地域包括支援センターとの連携の重要性及び必要性を取り上げた「司法書士の取り組む高齢者虐待防止に関する提言書（地域包括支援センターとの連携を中心に）」を基に、会員に対し連携体制構築に関する実践事例及びノウハウ等の情報提供を行っていきたいと考えている。

また、連携のために高齢者虐待の基礎知識も欠かせないため、今年度は特に同行為の一環でもあり重要なテーマでもある「身体拘束」を取り上げ、注意喚起の意味も含め会員への啓発活動を行いたいと考えている。

## （２）厚生労働省老人保健健康増進等事業

高齢者虐待防止等に対する取り組みにおいて、関係機関との適切かつ有意義な地域連携体制を構築するための前提として実態把握、課題の分析及びニーズ調査等は欠かせない。

そこで、昨年度、当法人は新たに助成金準備室を設置し、厚生労働省老人保健健康増進等事業を活用した補助金交付を受けるための申請準備を行った。同事業では、高齢者虐待防止に関する現在の法律専門職の活動実態及び関係機関のニーズの把握、並びに今後の連携体制の構築について調査・研究することをテーマとして取り上げることになる。計画は、４ヶ年を想定しており、単年度ごとに厚生労働省への申請を要することになるため、今年度においても、調査・研究とは別途来年度申請に向けた準備も行うことになる。

今年度、上記申請を行い、認可されれば、各関係機関及び関係者にアンケートまたはヒアリング等で調査を行い、その結果を会員に提供することで連携体制構築の促進につなげたいと考えている。

## 【法人管理業務等】

### 1．組織財政改革検討事業

当法人は、設立時会員数 3033 名で発足したが、近々に 6000 名に達しようとしている。また、昨年度より「新執務管理支援システム」を導入したこと、本年 4 月 1 日に公益社団法人へ移行するに及び支部会費の廃止の方針を示したことにより支部交付金のあり方についての見直しも迫られている。

そこで、組織財政改革検討委員会（仮称）を立上げ 2 年をかけて、長期ビジョンとして「当法人は 10 年後にどうあるべきか」「当法人に求められるものは何か」を見据えながら、組織と財政に関して、本部と支部の関係、支部交付金のあり方等を検討する。

## 第 3 具体的事業計画

### 公 1 専門職後見人養成・指導監督事業

#### 1．公 1 専門職後見人指導監督事業

##### （１）執務管理支援

業務報告書提出率 100% を目指して

会員に対して、不適切あるいは不正な業務遂行等の問題となっている事件のほとんどが定期的な業務報告書の提出がなされていないものであるということを報告し、併せて定期的な業務報告書の提出をお願いしている。現行の業務報告書によっては内容の把握が困難ではないかという多くの意見があるのも承知しているが、対応策としては業務報告書の様式を詳細にするというよりも、会員は必ず業務報告書を作成・提出するという強い意識を組織として共有することが再発防止として重要であると考えている。

つまり、当法人としては、会員に対し適切な指導支援をするためには、会員からの継続的な業務報告書の提出が必要不可欠であると考えており、今後不適切あるいは不正な業務の遂行等を未然に防ぎ、成年後見制度に対する信頼を揺るがすことがなく当法人の発展を遂げていくためにも、会員が受託している事件につき 100%の業務報告書提出を目指していくことは当然のことであると考えている。

しかし、その 100%が何を根拠とした数字であるかが不分明であったということも反省し、昨年 12 月には本部から直接全会員宛に調査票を送付し、全会員の実際の受託事件数を把握するために緊急調査を実施した。今後は、より正確な数字を把握した上で全会員に対して 100%の業務報告書提出をお願いし、適切な指導支援ができる体制を構築していく。

法定後見を中心とする業務報告書の提出頻度、提出時期及び記載内容並びに業務報告書の受付管理簿の記載内容等について

業務報告書の提出頻度については、「原則的に 6 ヶ月に一度」と変更されたことにより、多くの支部が 6 ヶ月に一度の提出となっているが、支部の状況等によって「3 ヶ月に一度」とする支部や、「4 ヶ月に一度」としている支部もある。

提出時期についても、就任あるいは前回報告書提出から 6 ヶ月（または、3 ヶ月あるいは 4 ヶ月）経過した時点で報告書提出とする支部や、6 ヶ月（または、3 ヶ月あるいは 4 ヶ月）毎に提出月を決めてそれに合わせて提出してもらおう支部など、それぞれの支部によって工夫をいただいている。

提出された業務報告書を管理する受付管理簿は、本部から示した基本的な様式を参照していただきながら、各支部によって創意工夫された様式で作成していただいているが、最近では、業務用ソフト開発業者も工夫をこらした様式を提供しており、それを利用することも選択肢として考えられる。作成された業務報告に関する受付管理簿は、2 月と 8 月に本部に提出していただき、本部執務管理委員会において各支部の状況の把握に努めたいと考えている。

本部執務管理委員会のあり方について

昨年度末までに全国の支部が責任を持って執務管理支援事務を行う「新執務管理支援システム」移行支部となるように進めてきた結果、今年度は、「新執務管理支援システム」未移行支部は一支部のみとなる予定である。そして、同支部についても早期に「新執務管理支援システム」移行支部となることが見込まれており、その結果、すべての支部が「新執務管理支援システム」移行支部となることにより、本部執務管理委員会の体制も刷新する必要がある。

具体的には、昨年度は本部執務管理委員会は 26 名の委員で構成していたが、今年度以降は原則として本部執務管理委員会においては会員から提出された業務報告書の調査業務を行わないことになるので、委員数を 10 名減らし 16 名とする。そして、四谷で開催する委員会は、全国の支部から提出された業務報告に関する受付管理簿の調査を行うとともに、執務管理支援に関する情報の共有化のための議論の場とし、各ブロックや支部からの報告を総括するために年に 3~4 回程度開催することを予定している。

したがって、四谷における委員会の開催回数は減少するが、その代わりに、支部の執務

管理支援の状況や懸案事項等を協議するために本部執務管理委員と各支部の執務管理支援担当者などが参加してブロックごとに行う本部執務管理委員会を、各ブロックとも2回開催することを予定している。

また、全国支部の訪問調査は継続することとし、今年度は17~20の支部を訪問して調査を行うことを予定している。支部訪問調査は、事前に支部から業務報告に関する受付管理簿等を提出していただき、本部執務管理委員がこれを精査した後、実際に当該支部を訪問し、支部会員の業務報告書の提出状況及び定率会費の納付状況並びに支部の執務管理支援状況等を聴取し、改善すべき点等があれば改善指導等を行う予定である。

#### 「新執務管理支援システム」移行支部の執務管理支援事務

各支部には、会員から提出された業務報告書を精査することと同時に、その結果を業務報告に関する受付管理簿において管理することをお願いしている。支部において業務報告書の提出を怠る会員がいる場合は、平成21年3月5日から施行されている「業務報告書提出義務の履行確保に関する運用指針」に基づいて業務報告書の提出を促していただく必要がある。(別紙 参照。)

上述のとおり、各支部には、年に2回(2月・8月)業務報告に関する受付管理簿を本部に提出することをお願いしているが(報告書精査の要領は別紙を参照されたい)本部は、それを精査することにより支部に疑問点等をお尋ねしたり、あるいは説明のための書類提出をお願いしたりすることもある。本部執務管理委員が支部訪問調査を行う場合には、訪問日の3ヶ月前に支部に事前準備のための連絡をするが、その際には、支部から本部に提出していただく書類や、訪問時に準備しておいていただく書類等を指示するので、準備をお願いしたい(詳細は別紙を参照されたい。)

不適切あるいは不正な業務の遂行を未然に防ぐための適切な時期の適切な支援は、会員の顔が見える支部において執務管理支援を行うことが最も効果があると考えられることから、確固とした支部の執務管理支援体制の構築が望まれる。

#### 後見事務の遂行に関して支部等から寄せられる相談への対応

##### 後見事務の遂行に関して支部等から寄せられる相談への対応

会員執務支援を充実させる体制整備の一環として、業務相談委員会において問題事例または対処困難事例等の相談に応ずる。具体的には、会員が日々の後見業務を行う中で判断、対応または処理に迷う事案のうち、当該事案を直接に担当している会員はもちろんのこと、その会員の所属支部においても、判断、対応若しくは処理に迷い、暫定的な取扱いを継続している案件、またはすぐには結論を出すことができずにやむを得ず保留扱いとしている事案など、いわば、支部または会員の手元に溜まってしまっている問題事案、困難事案その他の検討を要する事案について、支部を通して照会をしていただいたうえ、業務相談委員会において必要な整理、検討を加えて、一応の結論または方向性を出す作業を行う。

##### 相談事例及び苦情事例の集積並びにその情報の会員に対する提供

業務相談委員会に回付された事案のほか、執務管理委員会及び法人後見委員会が今までに蓄積してきた監督、指導上のポイント及び問題解決の指針またはノウハウ等を集積し、一定の整理をしたうえで、成年後見業務FAQ(よくある質問と回答)のようなものを作成し、その情報を会員通信またはホームページ上で随時提供をしていきたい。

##### 成年後見業務に関する法令等の解釈の検討

会員執務の普遍的な支援の一環として、会員執務の適正な遂行に資するため、成年後見業務に関する法令等の解釈上疑義のある課題につき業務相談委員会において必要な検討を加え、一定の見解を提示する作業を行う。



## (2) 業務審査委員会における検討に関する事項

業務審査委員会の設置の目的に従い、会員の後見人候補者及び後見監督人候補者名簿への登載の是非の審査を中心として、成年後見実務上の問題に関する検討及び会員へのアドバイス等を随時協議していくこととする。業務審査委員会については、定期的に会議を開催する。

## (3) 紛議に関する事実関係の調査

会員と依頼人らとの間、あるいは会員間で生じた紛争及び苦情について、理事長の指示に基づき、事実関係の調査、資料収集及び関係者らに対する事情聴取等を行い、その結果を理事会へ報告する。

## (4) 支部本部間の情報交換の充実と支部活動支援

最高裁判所事務総局家庭局から提案された「後見制度支援信託」について、平成 23 年 3 月に当法人の基本方針を示したが、今後、本部は最高裁と協議しながらその具体的対応等につき速やかに支部に情報を伝達するものとする。

また、これ以外の問題についても地域と会員に直接関わる支部と中核的なブロックそして法人運営全般を担う本部とが情報の交流を積極的に進め、共有化することで一丸となって効果的な活動を展開する必要がある。

### ブロック会議

会員執務支援、相談、成年後見人等の推薦をはじめとする日常業務の他、地域包括支援センター、法テラス等への対応、各地の高齢者虐待防止ネットワークへの参加等支部に期待される役割は大きくなっている。今年度もブロック単位で支部担当者による支部運営、会員執務の支援等に関する協議の場を設けていただき各支部における運営等の活性化を図ることとしたい。

### 支部本部連絡会議

今年度も本部と支部とが当面する課題等につき意見・情報を交換することで問題点や情報の共有化を図る。また、日頃各支部から本部へ委員等として出向している会員からも各支部・各ブロック等へ本部の情報を伝達する役割を担ってもらうことで支部活動の活性化と効率的な組織運営に役立つようにする。

### 支部への情報発信

今年度は、支部運営の活性化を図るためホームページの支部管理ページを利用した、各種資料（例えば、成年後見人養成講座や相談会運営マニュアル、倫理研修のレジュメ、執務支援 Q & A、支部本部連絡会議 Q & A など）の掲載をする行うこととしたい。本部からの伝達事項や支部からの照会事項については、適時、メール送信により支部及び支部長へ伝達を行う。

## 1. 公 1 専門職後見人養成事業

### (1) 研修等バックアップ体制の充実

#### 倫理研修内容の充実

職業専門家としての職業倫理の確立として、また問題事案の発生を防止するための一つの方策として、倫理研修内容の充実に努める。昨年度と同様、全支部において、一昨年度送付した研修題材『倫理研修プログラム』を参考にして少人数のグループディスカッション形式研修（司法書士年次研修をイメージしている）を実施するか、事前レポート提出の講義形式研修（受講者に事前に課題を提示し、当日までに、その課題についてレポートを

提出させ、講師が事前に目を通した上で、講評を交えて講義をするという形式)を実施することをめざす。

そのために、全支部で、このような形式での倫理研修を支部独自で開催できるように、今年度は、予算の関係で昨年度実施できなかった支部と止むなく参加できなかった支部の27支部の研修担当者を一同に集めて倫理研修講師養成講座を開催する。

後見人としての基本的な実務能力の確保

問題事案の中には、後見実務のイロハが十分に理解できていないのではないかと疑われる事例も出てきており、倫理研修だけでなく、全会員が後見人としての基本的な実務能力を身につけることは最低限の目標であるが、今後力を入れていかなければならない。さらに、当法人の任意代理契約についての基本的姿勢の周知徹底をはかるための研修や遺言執行事務についての研修を強化する必要がある。

そのために、新入会員向けの基本的研修プログラムについて検討し、現在の名簿登載時の必須要件である、a、b、c、dの6単位の抜本的な見直しを検討する。さらに、新入会員向けの基本的内容についての研修会については、本部研修委員会が企画実施できないか、実施するためにはどうしたらよいか等についていろいろな視点から検討を進める。

研修規程等の見直し

について新規名簿登載の要件について検討し、また、報告書の提出等を名簿登載を更新する際の要件とするかどうかについて検討し、その上で、執務管理委員会や総務委員会と協力しながら、「研修規程」「研修実施要綱」「後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載規程」及び「後見人等候補者名簿 登載・更新の手引き」の改訂を検討する。

支部研修等に対するバックアップ体制の充実

様々な事情から主体的に名簿登載・更新に必要な研修会を実施することが困難な支部を支援するために、本部から特定の支部に委託して、新規名簿登載研修あるいは名簿登載更新研修として、12単位分の研修会を開催してもらい、DVDとして収録し、それらのDVDを全支部に配布する。なお、日司連との共同シンポジウムや重要な課題についての研修会については、適宜DVDとして収録し、それらのDVDを全支部に配布する。

さらに、生の講義形式とDVD研修形式の在り方、講義形式の研修とデスクッション形式の研修、インターネットによる研修システムや支部研修等に対するバックアップ体制をどのように構築すべきかについて将来を見据えて検討していく。

ブロック研修会または複数支部合同研修会への助成を行う。特に、研修会の単独開催が困難な支部の支援をめざす。

支部研修担当者対象のメーリングリストを活用し、本部と支部の間で、また支部と支部の間での研修に関する情報交換を活発にしていく。

共通補助教材の作成等

依頼が増加し始めている法定後見監督事務及び任意後見監督事務に対応するために、「後見監督ハンドブック」を作成し、全会員に配布する。

日司連との共同事業、協力関係の強化

日司連との共同シンポジウムを企画し開催する。

日司連主催の研修会へ講師を派遣し、その他研修事業の相互協力活動を強める。特に、日司連が取り組む成年後見に関する研修会については、原則として、日司連と当法人が共催にて取り組むことができないかについて検討し、協議していきたい。

## (2) 第3回研究大会の開催

当法人の通常総会は、平成19年まで東京都新宿区本塩町に所在する司法書士会館「日司

連ホール」にて一日間の会期で開催してきた。この開催方法については、「一部会員しか収容できない会場は如何か」「机がなく筆記が困難」「総会に研修の要素を入れられないか」等様々な意見が寄せられていた。

当法人が会員数 5000 名を越す団体であることから、「会員の一割程度は参加できる総会会場の確保」「開催地域における成年後見制度のさらなる普及」「開催地域ブロック（支部）の活性化」「全国レベルの研修機会の提供」等を目的として、平成 20 年度以降 2 年に 1 度の通常総会については、「通常総会と研修等を組み合わせた 2 日間の日程」による開催として、平成 20 年 6 月に大阪府にて第 1 回研究大会が開催された。これに引き続いて、宮城県において第 2 回研究大会を開催した。2 回とも 3 つの分科会を開催したが、今後もこの方向を踏襲していくのか、また、分科会担当を本部委員会ないし支部に担ってもらったが、この方向でよいのか等々について検討していく。

また、平成 24 年 6 月に予定されている第 3 回広島研究大会をめざした準備活動を行う。

### **(3) 入会促進と名簿登載促進**

引き続き成年後見制度の担い手になろうとする情熱あふれる新人司法書士の入会を促進するための活動に力を注ぐとともに、第三者後見人の選任率が 30% を超える状況が今後も続き、専門職後見人の需要も増加することが予想されることから、実際、後見実務に取り組むことになる「後見人等候補者名簿登載者」を 5000 名とすることを当面の目標に、前記(1)(2)等を通して専門職後見人の養成に力を入れる。

## **公 2 法人後見・法人監督事業**

### **(1) 法人後見、法人後見監督への対応**

成年後見制度が社会に広がり成熟するに従い、成年後見制度利用の必要性は増加の一途を辿り、また、その内容においても複雑困難な案件が目立ち始めている。

当法人は、専門職団体の第一人者として、法人後見実務の実績と経験により培った信頼をさらに強め、公益に即した事業を進めていきたい。

また、全国支部における組織執行として、今後は、その管理、指導、監督機能の強化・構築をこれまで以上に徹底していく。一定の要件のもと、支部法人委員会が個別案件を判断し、実行できるよう、当委員会は徹底した指導力を発揮しながら支部の管理体制の強化を目指し、法人後見体制の確立を目指す。

#### **<今年度の受託方針>**

法定後見（監督）は、暴力・困難事案等、個人では受託困難な事案をはじめ、公益的な事案を受託する。

任意後見は、多様な法人後見の需要に答えることができるよう法人体制や契約内容について検討研究を継続する。

### **(2) 法人後見システムの確立**

#### **支部法人後見体制の確認**

法人後見事務担当会員への指導監督機能、本部との連絡体制など支部法人後見委員会の体制を確認し、積極的な指導をとおして、本部支部間の緊密な関係を構築する。

今年度は、全国支部の担当者会議を招集し、いままで受託がなかった支部においてもその取組み支援し、全国的に充実した法人後見事務の遂行体制の構築を目指す。

#### **本部・支部間の連絡強化等**

本部支部法人後見執行支部及び法人後見可能な支部からは、本部法人後見委員会に委員

の推薦を要請し、本部と支部の連絡強化、情報の共有化を進める。

**重要意思決定事項の一部支部委譲体制の実施**

「法人後見受託事案について本部法人後見委員会の承認権限の一部を支部法人後見委員会に委譲することに関するガイドライン」に基づいた4支部の指定と1試行支部の実施により、今後も委譲体制の検証と実行を行う。

**本部の指導監督機能の強化**

「定期報告書提出状況調査書」の充実により、定期報告書の長期未提出事件がないよう留意し、課題の早期発見・対応に努める。

**緊急事態への対応検討**

緊急事態への対応について、危機管理マニュアルの作成を継続する。

**傷害保険制度の運用**

法人後見を受託する支部、事務担当者及びその補助者等に対し、その業務従事中の傷害リスクを補償するため導入した傷害保険契約の運用について、検討をする。

**公3 成年後見普及啓発事業**

**1. 公3 親族向成年後見養成講座事業**

**2. 公3 遺言と成年後見制度に関する説明会開催事業**

**(1) 成年後見制度の普及にかかる支部事業の支援活動の実施**

昨年度と同様、親族向け成年後見人養成講座、遺言と成年後見制度に関する説明会、成年後見制度の普及活動にかかる支部独自の事業、の種別分けを廃止し、成年後見制度の普及に合致する事業に対しては個別内容を限定することなく助成することとする。

今年度においては、昨年度末の募集により、既に29支部(昨年度は34支部から申込あり)が、支部メニュー事業の実施を予定している。

また、各支部において実施された企画実施内容・作成資料等を全支部にホームページ上で公開する等して、情報交換を通して、今後の各支部の事業を支援していく方策を実施する。

**3. 公3 高齢者・障害者相談事業**

**(1) 災害対策事業**

災害対策事業として、被後見人の安否確認と安全確保、被災者に対する相談員の派遣、相談員向け研修の開催、Q & Aの作成、裁判所・行政・金融機関等への要望、裁判所・行政等関係機関との協議・連携、義援金の募集等を行う。

**(2) 全国一斉成年後見相談会**

今年度も日司連との共催による全国一斉成年後見相談会を実施する。当法人設立より、行政や社会福祉協議会、地域包括支援センター、家族会、各専門職能等の関係機関と連携する方法により成年後見制度の周知と利用促進の強化を図ってきたが、今年度は、各支部に対し本相談会事業の助成を行うこととする。

**4. 公3 書籍等出版事業**

**(1) 「実践成年後見」誌の企画等**

法律雑誌「実践 成年後見」は、成年後見やその周辺に関する情報をタイムリーに提供する総合実務書として、平成12年12月26日には第1号が発刊されて以降、現在まで第37号が発刊されている。その間、法律関係者、福祉関係者、行政のみならず、家庭裁判所においても必読書となっており、成年後見制度の充実・発展に寄与しているとの評価を受け

ている。

今年度においても、学者、司法書士、弁護士、社会福祉士からなる編集委員会へ編集委員を派遣して企画を上程し、企画・編集事業を行う。

また、各支部での事例収集に努める。

事業 「実践 成年後見」第38～第41号を企画発行する。

組織・会議 各ブロック企画委員会を年4回程度開催。全体企画委員会を年4回開催。編集委員会への企画委員派遣を年4回実施。

## (2) 書籍出版事業

後見六法について改訂版の継続的な検討を行う。

その他次の事業を行う。

「後見六法」の改訂版の検討

出版済み書籍の改訂作業

必要に応じた(公益認定分も含む)小冊子、リーフレット、入会ハンドブック等の改訂と増刷

## 5. 公3 成年後見制度調査研究事業

### (1) 制度改善検討委員会による調査研究事業

成年後見制度検討改善事業

制度改善のための具体的アクションプランの検討、実行

・アクションプランの検討

・アクションプラン実現のための各機関、支部等宛に対する要請活動

成年後見制度研究提言事業

身上監護に関する決定権限の体系的整理を行う

現状の民法においては、成年後見人には「医療同意権」や「居所指定権」が無いと言われているにもかかわらず、精神保健福祉法上の「保護者制度」や、臨床試験における「代諾者制度」、個人情報保護法等における「法定代理人制度」など、成年後見制度の転用により、後見人に対する身上監護権が民法典以外で付与されているという実態の調査と法令上の整理を行う。

公法上の権利擁護システムの整備に向けての研究

我が国の成年後見制度は私法(民法)上の代理制度であるにもかかわらず、現実には様々な公法上の代理代行手続をも行なっているのが実態であり、このような実態を生じさせている根本原因は、我が国には判断能力の衰えた人を支援する制度が成年後見制度しか存在しないことにあるわけなので、これを解消していくための新たな公法上の権利擁護システムの構築に向けての研究を行う。

成年後見制度利用者に対する権利制限のあり方についての研究

従来は、成年後見制度の効能面ばかりが強調されて来たが、たとえば能力の程度にかかわらず後見人に一律に付与される同意権、取消権などは、諸外国ではむしろ例外であり個別的に対応するのが一般的となっている。また、選挙権の喪失など、およそ財産管理能力とは異なる能力の制限にまで及んでいるケースもあることから、成年後見制度にはこのような権利制限があることを再認識した上で、これらの問題点の解消と利用者の権利制限のあり方について研究を行う。

### (2) 第三者による医療同意の法律制定に向けての検討及び提言等

第三者による侵襲的医療行為の同意に関して、医療同意の決定に至るプロセスの透明化と、患者及びその家族、後見人と医療機関による共同決定システムの構築が必要になる。そのためには、単に法律の制定だけでなく、このシステムが、患者家族にも医療機関にも受け入れられるものにならなければならない。

現在、すべての医療行為について患者本人の同意を必要としているという意識が、患者にも医療側にもあるのであろうか。また、医療同意能力の判定はどのようなプロセスで、誰がするのであろうか。諸外国では、医師、看護師、医療ソーシャルワーカー等で能力判定の資格を有する者が医療同意能力の判定をする地域もあると聞くが、現在の日本の医療現場では、医師がこの役割を担うことになるであろう。マンパワーの問題や保険料を含めた医療コストの負担も含め、これ以上医師の負担が増えることに医療現場の同意が得られるのかという課題もある。その意味では、医療制度や医療教育の改革も視野に入れたものにしなければ実効性のあるものとはならない。

そこで、当委員会としては、学者、医師の委員会への参加を得て昨年度の医療機関に対する調査を継続するとともに、医療行為の当事者である患者及び家族への聴き取り調査をし、法律の制定の大綱の作成及び運用面での実務的な課題の提起をし、日本において実際にこのシステムが稼働するように、意識喚起を促していきたい。

### (3) 成年後見人の職務指針の検討

新しい成年後見制度が12年を経て、今までの実践と理論に裏打ちされた成年後見人の職務指針の確立に向けて、イギリス2005年意思能力法・行動指針や当法人の後見活動10のチェック等を参考にしつつ、後見人の職務指針を検討する。今年度は中間試案を対内的に発表し全会員による議論を進めることを目標とする。将来的には、対外的にも発表することを視野に入れて職務指針を検討していく。

## 6. 公3 成年後見普及促進事業

### (1) シンポジウムの開催

昨年度は「2010年成年後見法世界会議」を日本成年後見法学会等と共催したが、今年度においてもテーマは未定であるが、成年後見制度の普及と利用促進のためのシンポジウムを開催する。

### (2) 各種成年後見制度普及促進事業

日本成年後見法学会の活動支援

日本成年後見法学会が中心となり「2010年成年後見法世界会議」を開催し、「横浜宣言」を採択したが、同学会と協力して日本の課題解決に向けて地道に行動して行く。

また、同学会に対しては、引き続き役員や委員を派遣し支援をする他その活動に柔軟な対応をしていく。

研修会等への講師派遣

社会福祉士会、税理士会等の各種団体や国自治体等からの研修講師等の派遣要請もあり、本部役員若しくは各支部に対して講師の派遣を要請しているところである。

これらの派遣にあたっては、今後も、当該団体の特性を考慮し、地域からの要請には地域で、地域をまたいだ、あるいは全国的な団体の要請には本部で応えるというスタンスで対応していく。また、自治体を中心として市民後見人要請事業に対し講師派遣を行い、新たな「受け皿」養成に積極的に関与していく。

成年後見制度の普及活動にかかる支部独自の事業

前記「1.2.(1) 成年後見制度の普及にかかる支部事業の支援活動の実施」記載のとおり、支部が行う独自の成年後見制度普及促進事業は、支部メニュー事業のなかで積極的に対応していく。

### (3) インターネットホームページの保守・管理、内容の改善作業等

今年度は、公益社団法人への移行に伴う各ページの修正を行うとともに、会員がより利用しやすいホームページとするために、支部管理ページに研修申込状況の管理等の機能を付加し、会員専用ページに総会資料や会員宛文書等の掲載ページを付加するなど、一部内容の改善作業を行いたい。また、メール登録会員には、当法人の各種活動や成年後見に関する動向等の伝達を毎月定期的発行の「会員通信」により継続して行う。併せて、保守・管理作業も行う。

### (4) 公益信託成年後見助成基金の受付事務

当法人が委託者となり平成13年12月に設定した「公益信託成年後見助成基金」(三菱UFJ信託銀行が受託運営)は、家庭裁判所や福祉関係者等から、成年後見制度の普及促進に寄与している基金として高い評価を受けている。また国からも高齢化社会を先取りした基金として高い評価を受けているが、この基金への助成申請は年々増大する傾向にある。当法人は今年度も、募集事務、申請受付事務に協力し、助成基金に対する寄付の呼びかけを行っていく。

## 7. 公3 地域連携促進事業

### (1) 高齢者虐待防止等に関する地域連携の促進

#### 連携体制構築に関する研修の促進

昨年度、高齢者・障害者等虐待防止委員会において、司法書士と地域包括支援センターとの連携の必要性を取り上げた「司法書士の取り組む高齢者虐待防止に関する提言書(地域包括支援センターとの連携を中心に)」を取りまとめ、当法人のインターネットホームページに公表した。また、併せて連携体制構築を促進するべく同提言書及び先進地区の事例に基づいた研修を開始した。今年度においては、同研修の促進を実施するとともに、先進地区等の実践事例やノウハウの更なる蓄積を行い、それらの情報を研修会等において会員に提供することで連携体制の構築の促進につなげたいと考えている。

#### 高齢者虐待に関する知識修得

高齢者虐待防止に関する連携体制の構築をすることと併せて、実際に活動するためには高齢者虐待に関する知識修得も必須となる。

そこで、今年度は、重要なテーマでありながら一般的に他に比して大きく取り上げられていない「身体拘束」について、アンケート等の実態調査を踏まえた報告書等を作成・配付し、会員に対し高齢者虐待の一環と考えられる身体拘束に関する注意喚起をするとともに、身体拘束への理解を深め、高齢者虐待防止に対する実効性のある連携体制の構築及び司法書士の専門性の向上に寄与したいと考えている。

### (2) 厚生労働省老人保健健康増進等事業

高齢者虐待防止等に対する取り組みにおいて、関係機関との適切かつ有意義な地域連携体制を構築するための前提として実態把握、課題の分析及びニーズ調査等は欠かせないため、厚生労働省老人保健健康増進等事業を活用し当該調査・研究を行う。また、調査・研究の結果については、今後の地域連携体制の構築のための情報・資料として活用する。

## 申請

昨年度は助成金準備室を設置し厚生労働省老人保健健康増進等事業に関する申請準備を行ってきたが、今年度はその申請を行う。

## 調査・研究

上記申請が認められれば、事業計画に沿って事業を遂行することになる。なお、本事業は4ヶ年計画を想定しているが、今年度に予定している主な事業内容としては、a.地方公共団体等・司法書士への郵送アンケート調査、b.連携体制構築に関しての先進地区へのヒアリング調査、c.実践事例集・報告書の作成である。

## 報告

今年度実施した調査・研究に関する成果を、連携体制構築の資料となるよう報告会等の形式で会員に情報提供したいと考えている。

## 来年度申請準備

厚生労働省老人保健健康増進等事業は単年度で完結するため、来年度に同事業の活用を望むのであれば再度申請が必要となる。したがって、本事業は4ヶ年計画を想定しており、来年度の申請準備を行う。

## 【法人管理業務等】

### 1. 組織財政改革検討事業

平成24年度末までに一定の結論のとりまとめを目指し、組織財政改革検討委員会（仮称）で検討する内容として、日司連及び司法書士会与当法人の関係、本部と支部の関係、支部会費の廃止に伴う支部への交付金等の検討、選挙制度の導入、未成年後見への対応、当法人の進むべき方向性、会員管理システムの導入等を検討する。

### 2. 法人管理業務

#### (1) 会員管理と事務局体制の充実

##### 事務局の運営及び事務局体制の充実

現在、5500名を超える会員の管理業務に加え、公益目的事業の規模拡大に伴って著しく事務量が增大しているため、事務の効率化を推進するとともに、事務局体制の整備・拡充を図る。

##### 本部支部間の連絡体制の強化

支部本部連絡会議、ブロック会議などの場を通じ、会員執務等に関する情報の相互共有と不祥事再発防止策の周知等を図り、本部と支部の連携・連絡体制の強化に努める。

##### 正会員の募集及び会員の名簿登載の推進

権利擁護の担い手たる後見人が慢性的に不足する状況にあって、制度を利用する高齢者・障害者に対し、良質な後見事務を提供する専門職後見人を継続的に供給することは当法人の社会的使命であり、これを実現するため、日司連、各单位会の協力を得て、正会員の入会、後見人等候補者名簿への登載を積極的に推進する。

##### 賛助会員及び寄付金の募集

当法人が実施する公益目的事業の趣旨に賛同する賛助会員を募り、財政面の支援を求める。また、当法人の財政基盤強化に向け、関係者との利益相反関係に十分配慮しつつ寄付金の募集を行う。

##### 定款、諸規則・諸規程の整備

当法人の定款及び諸規則・諸規程については、新公益法人制度が要求する内部統制に対応するための作業を急ピッチで進めたことから、あらためてその整合性等を見直すとともに



に、懲戒処分等に関する規定の整備、当法人支部と各単位会間の会員苦情情報の共有化に向けた検討を行う。

#### 各種名簿の管理

会員名簿、後見人等候補者名簿その他当法人が備える名簿を管理し、また、後見人等候補者名簿の登載者に対して登載証明書の発行事務等を行う。

#### 包括補償保険制度の検討

包括補償保険、特に身元信用保険の適用が現実化したことから、当該保険制度の課題や問題点等を検討する。また、後見等の事務遂行に資する保険商品の開発等につき引き続き保険会社との協議を進める。

### (2) 新・新公益法人会計基準の準拠

#### 新・新公益法人会計に基づく本部支部の統一的会計処理体制の充実

支部における会計事務が本部のそれと同様に新しい会計基準に基づいて正しく処理されるよう、ガイダンスを開催するなどして支部への指導や情報提供を継続して行っていく。また今年度は、支部会計における監査を全国統一するための対応を進める。

#### 公益認定基準に基づく財務体制の維持

公益法人に移行した後も、公益認定基準の一部である財務三基準（収支相償原則、公益目的事業比率、遊休財産制限）を遵守しなければならないため、それらに基づいた配賦比率の策定や収支予算書の作成等を行っていく。

### (3) 個人情報保護システムの整備

費用対効果を勘案しつつ、セキュリティ対策を含む個人情報保護システムを整備拡充し、個人情報の流出防止に万全を期すとともに、不測の事態が発生した場合を想定した危機管理対応についての検討を行う。併せて、役員・職員向けの研修を実施し、当法人が定めた「個人情報保護運用マニュアル」の形骸化防止に努める。

## 業務報告書提出義務の履行確保に関する運用指針

社団法人成年後見センター・リーガルサポート

この指針は、社団法人成年後見センター・リーガルサポート定款第47条、会員執務規則第6条及び支部運営規程基準（以下「支部運営規程」という）に定める執務状況に関する報告書（以下「報告書」という）提出義務の履行確保を図り、もって会員に対する執務支援及び指導監督並びに不祥事再発防止に資することを目的とする。

### 第1 支部の対応について

- 1 支部は、会員の報告書提出状況の把握に努める。
- 2 会員が報告書を提出しないときは、支部長は、その会員に対し、相当と認める一定の期間内に、報告書を提出すべきことを命じるものとする。ただし、その期間は、2週間以上でなければならない。
- 3 会員が正当な理由なく前項の命令に応じないときは、支部長は、理事長に対し、その会員への指導を要請する。
- 4 前項の場合において、支部が会員の事務所訪問を含めた執務に関する遂行状況等の調査を行うことができる（会員執務規則第6条の2、支部運営規程第7条第3号乃至第6号及びその準用規定）。

### 第2 本部の対応について

- 1 理事長は、支部長の要請（第1の3）に基づき、当該会員に対し、2週間以内に、報告書を支部に提出すべきことを命じるものとする。
- 2 会員が正当な理由なく前項の命令に応じないときは、理事長は、その会員に対する指導（以下「理事長指導」という。）を行う。この場合、執務管理委員会は、会員の執務に関する遂行状況等を調査することができる（会員執務規則第6条の2、執務管理委員会規程第20条及び同第21条）。
- 3 会員が理事長指導に応じず、あるいは執務管理委員会の調査を拒否したときは、理事会は、その会員に対し、業務の改善を命じる（以下「業務改善命令」という。）ことができる。
- 4 前2項の場合において、理事会は、定款第50条及び同第53条に基づき、業務審査委員会に意見を求めた上、その会員を後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿から削除することができる。

### 第3 家庭裁判所に対する通知について

- 1 会員が業務改善命令を受けたときは、支部長は、支部運営規程第7条第8号及びその準用規定に基づき、関係家庭裁判所に対し、次の事実を通知するものとする。

ア 会員の所属支部及び氏名又は司法書士法人の名称並びに事務所(司法書士法人の場合は主たる事務所及び従たる事務所)の所在地

イ 会員が定款第47条に定める執務に関する遂行状況等の報告義務を履行しない事実

2 前項の定めにかかわらず、会員が所要の改善措置を講じるなど特段の事情があるときは、関係家庭裁判所への通知を行わないことができる。

3 理事会が、第2の4により会員を後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿から削除した場合、関係家庭裁判所への通知は、除名処分等の公表及び通知に関する規則(平成19年6月17日施行)に従って行うものとする。

#### 附則

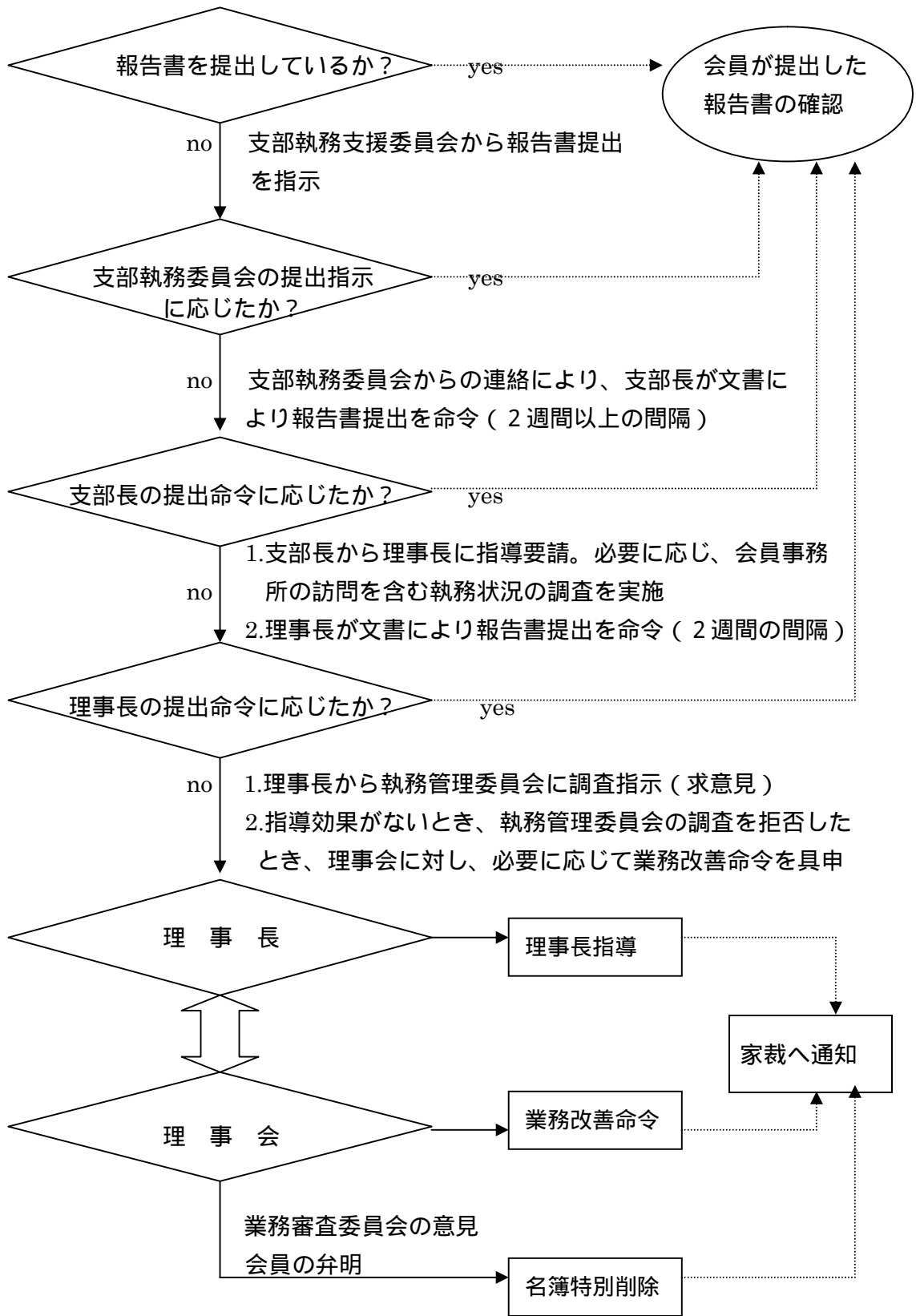
(施行期日)

1 この指針は、平成21年3月5日から施行する。

(検討)

2 この指針の施行後1年を目安として、会員に対する懲戒処分に関する規定の整備を含む検討を加え、その結果に基づき、この指針の運用についても必要な措置を講じるものとする。

# 業務報告書提出義務の履行確保に関する運用指針イメージ



## 報告書チェックの要点

- |    |                                      |   |   |
|----|--------------------------------------|---|---|
| 1  | 報告書は定められた期間に提出されていますか                | ☞ | 月～ 月分 月末× 月提出<br>月～ 月分 月末× 月提出<br>月～ 月分 月末× 月提出       |
| 2  | 管理番号の誤記はありませんか                       | ☞ | 会員番号 + 枝番   |
| 3  | 添付書類は不足していませんか                       | ☞ | 家裁に財産目録を提出したときは報告書にも要添付複数後見、事務分掌、保佐・補助の代理権等を示す登記事項証明書 |
| 4  | 健康状態に変化はありませんか                       | ☞ | 変化に気付いていない会員は身上監護に問題あり                                |
| 5  | 居住環境は変わっていませんか                       | ☞ | 変更を知らない会員は身上監護に問題あり                                   |
| 6  | 資産内容の変化はありませんか                       | ☞ | 株式や信託等の投資を始めていないか要注意<br>不動産の処分はなされていないか               |
| 7  | 預貯金残高の動きはどうか                         | ☞ | 多額の現金での保管は禁物です。<br>不必要な現金の出し入れは流用の疑いあり                |
| 8  | 報酬付与審判の有無                            | ☞ | 長期間報酬付与の申立をしていない場合は促す<br>報酬付与の期間は記載してあるか              |
| 9  | 定率会費は納付されていますか                       | ☞ | 適正な定率会費の納付がなされているか<br>※任意代理人の定率会費は納付忘れが多い             |
| 10 | 相談事項は記載されていませんか                      | ☞ | 相談事項への対応はなされているか                                      |
| 11 | 予想された重要事項や問題点の処理は                    | ☞ | 解決済・未解決の確認<br>※長期未解決の会員には状況を尋ねる                       |
| 12 | 後見事務終了時の管理計算の報告・管理財産の引渡しは適正に行われていますか | ☞ | 財産の引渡しを焦りすぎてもいけません。<br>終了時の管理計算報告書・財産引継書を確認           |

※チェック終了後は、チェック日・担当者名を記載して保管してください。

## 支部指導管理マニュアル

## 1 支部訪問前に行う事務

3ヶ月前

支部に対して訪問日時及び準備帳票等を文書により通知

2ヶ月前

支部より、「支部現況報告書(問題点・課題点付記)」提出

1ヶ月前

訪問担当者による、支部提出書類の検討、指導方針確認  
不明点等につき追加指示通知

「チェック項目一覧」及び「特記重点チェック事項一覧」整理

## 2 支部訪問時における事務

支部役員より現況報告書による概要説明

帳票精査(支部担当者 名同席)

本部訪問担当者による問題点・課題点整理

支部役員と本部委員との評議

## 3 支部訪問後に行う事務

1週間以内に本部執務管理委員会へ支部訪問報告書を提出

直近の定例委員会にて問題点・課題点等の検討

本部より、訪問支部に対して指示書送付

汎用課題ある場合、全支部へ注意文書発信

## ★ 備置帳票の確認・精査

- ・ 支部会員名簿
- ・ 名簿登載者名簿
- ・ 事件報告書記録簿
- ・ 定率会費納付簿
- ・ 相談助言記録簿
- ・ 会員指示等記録簿
- ・ 苦情意見対応記録簿
- ・ 委員会会議記録簿

## ★ 質問事項等

- ・ 事務局の協力体制
- ・ 業務報告書の提出頻度及び提出時期、提出状況
- ・ 業務報告書のチェック体制、チェックの仕方
- ・ 執務管理委員会の開催頻度及び委員数
- ・ 定額会費・定率会費の納付状況
- ・ 会員からの相談に対する体制
- ・ 支部独自で行っている管理支援等
- ・ その他